

## 指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和2年10月13日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第389号	株式会社 鶴翼	千葉県緑区下 大和田町28 3番地の1	樋口 千鶴子	株式会社 鶴翼	千葉県緑区下 大和田町28 3番地の1	令和2年9月30日 (令和7年9月29日)
指定第390号	有限会社 大藤設備	船橋市習志野 台五丁目28 番8号	高橋 ユミ	有限会社 大藤設備	船橋市習志野 台五丁目28 番8号	令和2年9月24日 (令和7年9月23日)